九　特定所有者不明土地等の権利者（土地又は当該土地にある物件に関し所有権以外の権利を有する者をいう。以下この号において同じ。）の全部又は一部を確知することができない場合においては、次に掲げる書類

イ　特定所有者不明土地等の権利者の全部又は一部を確知することができない事情を記載した書類

ロ　特定所有者不明土地等の権利者の探索の過程において得られたイに規定する事情を明らかにする書類

十　法第十条第三項第二号ホの補償金の見積額の積算の基礎を明らかにする書類

十一　事業者の組織体制に関する事項を記載した書類

十二　事業者（法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないことを誓約する書類

（住民の意見を反映させるために必要な措置）

第二十条　法第十条第五項の国土交通省令で定める方法は、協議会の開催又は裁定申請に係る事業計画の案及び当該案に対する住民の意見の提出方法、提出期限、提出先その他住民の意見の提出に必要な事項を印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。

（新設）

（裁定申請があった旨等の公告の方法）

第二十一条　法第十一条第四項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、公報その他所定の手段により行うほか、都道府県知事がその公告すべき内容を事業区域内の適当な場所に掲示して行わなければならない。ただし、当該事業区域内に掲示して行うことが困難であるときは、当該事業区域の付近にこれを掲示して行うことができる。

（新設）

（異議等の申出の方法）

第二十二条　法第十一条第四項第三号（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　申出者の氏名又は名称及び住所

二　当該申出に係る特定所有者不明土地の所在及び地番

三　法第十一条第四項第三号イの規定による申出をしようとする場合においては、当該異議の内容及びその理由

四　法第十一条第四項第三号ロの規定による申出をしようとする場合においては、当該特定所有者不明土地の所有者である旨

（新設）

（公告事項）

第二十三条　法第十一条第四項第四号の国土交通省令で定める事項は、同項の規定による公告の日から六月以内に同項第三号の規定による申出がないときは、都道府県知事が法第十三条第一項の裁定をすることがある旨とする。

2　法第十九条第二項において準用する法第十一条第四項第四号の国土交通省令で定める事項は、同項の規定による公告の日から三月以内に同項第三号の規定による申出がないときは、都道府県知事が法第十九条第三項の裁定をすることがある旨とする。

（新設）

（裁定申請があった旨の通知の方法）

第二十四条　法第十一条第五項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、文書により行わなければならない。

（新設）

（裁定申請の却下の通知の方法）

第二十五条　法第十二条第三項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、文書により行わなければならない。